

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領

（令和2年12月17日制定 農普第656号）

第1 目的

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記2の第5の1（1）イにより、就農準備資金の交付対象者が研修を受ける研修先について、県が就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等として認定するにあたり必要な事項を定める。

第2 認定研修機関

県が認める就農準備資金の研修機関又は対象となる研修等は、次のとおりとする。

- 1 岩手県立農業大学校本科
- 2 岩手県立農業大学校研修科を研修機関として実施する独立・自営就農支援研修
- 3 各都道府県が就農準備資金の研修先として認めた研修機関等
- 4 実施要綱別記2の第8の4に規定する全国型教育機関
- 5 その他農業の生産技術及び経営方法の習得のため、県が研修先として認める研修機関等

第3 認定の申請

第2の5に規定される研修機関等の認定を受けようとする機関又は農業経営体（以下「申請機関等」という。）は、次の手続きによるものとする。

- 1 申請機関等は、研修機関等認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に研修機関等概要書（様式第2号。以下「機関等概要書」という。）を添付し、主な研修地のある市町村の長（以下「市町村長」という。）を経由し、知事に提出するものとする。
- 2 市町村長は、認定申請書及び機関等概要書の提出があった場合は、様式第3号により、申請機関等の研修受入体制に係る意見等を添え、農業改良普及センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。
- 3 所長は、認定申請書及び市町村長の意見を勘案し、様式第4号により、申請機関等及び関係機関・団体の支援体制に関する意見等を添え、知事に進達するものとする。
- 4 知事は、登録の申請があった場合は、市町村長及び所長の意見を勘案し、認定申請書を審査の上、認定の適否を決定し、様式第5号により市町村長を通じて申請機関等にその結果を通知する。

第4 研修機関等の認定有効期間及び更新

- 1 認定の有効期間は、認定が決定された日を開始日とし、その翌々年度の末日までとする。
- 2 認定を受けた研修機関等（以下「認定機関等」という。）が認定期間終了後も継続して認定を受けようとするときは、研修機関等認定更新申請書（様式第6号。以下「更新申請書」という。）を作成し、所長を経由して知事に提出する。なお、認定期間が終了する期日の1年前から申請することができるものとする。

- 3 所長は、更新申請書の提出があった場合は、様式第7号により、支援体制に関する意見等を添え、知事に進達するものとする。
- 4 知事は、更新の申請があった場合は、所長の意見を勘案し、更新申請書を審査の上、更新の適否を決定し、様式第5号により認定機関等にその結果を通知する。

第5 認定基準

第2の5に規定される研修機関等は、次の全ての基準を満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、就農準備資金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

(1) 研修実施体制

- ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること。なお、先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、この研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。
- イ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ウ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む。）。

(2) 研修期間

- ア 概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。
- イ 原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること。

(3) 研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。

- ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
- イ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
- ウ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。
- 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。
- 5 実施要綱に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。
- 6 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として

適切であること。

第6 認定された事項の変更

認定機関等は、組織等名称、住所等に変更があった場合は機関等概要書を所長に提出する。

第7 認定の取消

知事は、認定機関等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- 1 認定機関等から研修機関等辞退届（様式第8号）の提出があった場合
- 2 第5の認定基準を満たさなくなったとき
- 3 認定機関等として適性を欠いた又は研修の受入が困難と判断した場合

第8 その他

- 1 認定機関等の名称、主な研修地（市町村名）、研修作目については、県公式ホームページ及び新規就農支援ポータルサイト等で公開する。
- 2 機関等概要書の写しは、市町村、所管する農業改良普及センター及び広域振興局農政担当部又はセンター、県農業普及技術課、公益社団法人岩手県農業公社が共有するものとする。
- 3 令和3年度までに、農業次世代人材投資事業（準備型）における研修機関等認定要領に基づき認定した研修機関等については、第5の認定基準を全て満たしたものと見なすことができる。
- 4 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要領は、令和2年12月17日から施行する。

この要領は、令和4年6月21日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

研修機関等名称

代表者 職氏名

研修機関等認定申請書

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の研修機関等の認定を受けたいので、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領第 3 の 1 に基づき、下記書類を添えて申請します。

記

様式第 2 号 研修機関等概要書

別添 1 定款、規約・設置要領等（ある場合）

別添 2 過去 3 か年分の決算書写し（岩手県農業農村指導士の場合は不要）

別添 3 研修計画概要書（指定様式）

別添 4 研修実施要領又は研修概要がわかるもの（募集要項、委託要項等がある場合は添付）

別添 5 研修機関等認定申請に係る確認票（指定様式）

研修機関等概要書

記載日： 年 月 日

1	登録区分	新規就農者受入経営体・農業農村指導士・青年農業士・農業法人・その他（ ）								
2	フリガナ									
	研修機関等名称	組織等の名称、個人経営体の場合は氏名を記載								
3	構成員	人								
	設立年月日等	年 月 日		個人経営体の場合は生年月日を記載						
	代表者	職			個人経営体の場合は記載不要					
		氏名								
定款、規約・設置要領等	有 [*] （ ）・無 ※有の場合は、写しを添付する。									
4	住所	事務局	〒							
		主な研修地	市町村	地区						
5	連絡先	電話番号								
		F A X								
		メール								
6	研修担当責任者	職	個人経営体の場合は記載不要							
		氏名								
		連絡先	5の連絡先と異なる場合							
		農業経験年数	年							
7	農地の概要	研修作目の面積								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>経営面積</th> <th>うち所有権</th> <th>うち利用権</th> <th>うち特定作業受託</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経営面積	うち所有権	うち利用権	うち特定作業受託				
経営面積	うち所有権	うち利用権	うち特定作業受託							
8	直近の農業所得	過去3か年の平均： 万円 ・農業経営は行っていない								
		年								
		農業所得額		(単位：万円)						
9	研修作目	品目・畜種等 ^{※1}	規模(面積・頭羽数等)	備考 ^{※2}						
^{※1} 品目が多い場合は主なものを記載する又はまとめて記載する。 ^{※2} 生産方法等に特記事項があれば記載する。										

10	主な施設・機械 (研修作目に用いるもの)	施設・機械の名称	規模・能力等	数量	備考	
11	研修生の 受入実績 (直近3か年)	対象者・人数	高校生()人、農大生()人、大学生()人、一般()人			
		期間*	短期：	～長期：		
		※最短と最長の研修受入期間を記載する。(例：5日～24か月)				
12	研修生の 募集	人数	人/年			
		時期	～	・ 随時		
		要件				
13	研修受入の 条件等	① 宿泊場所の提供 (該当する箇所を○で囲んでください。)				
		ある (個室 ・ 別棟) ない 他を紹介できる (名称：)				
14	研修時間・日数	② 食事の提供 (該当する箇所を○で囲んでください。)				
		できる (朝 ・ 昼 ・ 晩) できない				
14	研修時間・日数	研修時間：	時間/日	研修日数：	日/週	
15	休憩時間・休日	休憩時間：	時間/日	休日日数：	日/週	
16	備考					

【添付資料】 ※添付する資料に○をつけてください。

	別添1 定款、規約・設置要領等 (ある場合)
	別添2 過去3か年分の決算書写し (岩手県農業農村指導士の場合又は農業経営を行っていない場合は不要)
必	別添3 研修計画概要書 [指定様式]
	別添4 研修実施要領又は研修概要が分かるもの (募集要項、委託要項等がある場合は添付)
必	別添5 研修機関等認定申請に係る確認票 [指定様式]

(別添3)

研修計画概要書

記載日： 年 月 日

研修機関等名称：

1 研修カリキュラム

研修作目：								
時期 (○年目○月)	研修 時間数	※該当項目に○					内容	講師・指導者等
		生	機	販	財	他		
計		時間/()か月						
年あたり		時間/12か月						

※項目について

- 生：栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
- 機：農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
- 販：販売・流通・マーケティング等の農業経営に関する研修
- 財：帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修
- 他：その他(就農計画作成等)

注意事項

- ・研修内容等が大きく異なる場合は、研修作目ごとに作成する。
- ・記入欄が不足する場合は適宜欄を追加すること。注意事項は提出時に削除可。
- ・就農準備資金の交付対象とする期間は、研修時間は1か月80時間以上を目安とする。
- ・他の研修機関等が主催する研修の受講のみを前提としている(申込状況等により受講の可否が未確定である)項目がある場合、必要な講師や指導者を確保しているとはみなさない。

2 講師・指導者、派遣研修先

所属	職	氏名

3 研修機関等による研修期間中・研修終了後の支援内容

(農地の確保等支援、就農後の技術指導や販売支援等)

(別添5)

研修機関等認定申請に係る確認票

記 載 日： 年 月 日

研修機関等名称：

1 研修実施体制

	確認事項	確認欄 (○×)	
1	経営主又は役員の親族（三親等以内の者をいう。）は就農準備資金交付対象者（以下「交付対象者」という。）として受け入れない。		
2	過去に雇用契約（短期間のパート・アルバイトは除く。）を結んでいた者を交付対象者として受け入れない。		
3	派遣研修を行う場合	経営主又は役員が交付対象者の親族である農業経営体は、派遣研修先としない。	
4		交付対象者と過去に雇用契約（短期間のパート・アルバイトは除く。）を結んでいた経営体は、派遣研修先としない。	
5		派遣研修先とする農業経営体は、研修担当責任者（5年以上の農業経験を有する。）が明確であり、指導体制が整っている。	
6	同一経営体で「農の雇用事業」と同時期に農業次世代人材投資事業を実施しない。		
7	交付対象者に対し、労働の対価として金銭を支給しない。		
8	交付対象者を労働者として扱わない。		
9	交付対象者の健康管理、事故防止に十分配慮できる。		
10	交付対象者の研修実施状況について適切な評価ができる。		
11	公序良俗に反する行為を行っていない。		
12	国の事業実施要綱及び交付主体（県又は市町村）の事業実施要領に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等 [*] に対する協力が可能である。		

※交付対象者に対する研修計画・研修状況報告の作成指導・助言、県が実施する研修状況確認や調査、資金返還が生じた場合の事務、事業実施にあたる関係機関との連携等。

2 研修時間

	確認事項	確認欄 (○×)
1	研修時間は原則1日8時間を超えない。	
2	研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与える。	
3	毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与える。	

〇〇農業改良普及センター所長 様

〇〇市町村長

研修機関等認定申請書の提出について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇〇〇から申請のあった研修機関等認定申請書について、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領第3の2に基づき、意見を添えて※1提出します。

記

1 申請機関等

- (1) 住所
- (2) 機関等の名称（個人の場合は氏名）

2 研修機関等認定に係る意見※2

- (1) 技術力・経営力が優れることに関する意見
- (2) 新規就農者の確保・育成に向けた教育的役割に関する意見
- (3) 研修生等の健康管理、事故防止への配慮に関する意見
- (4) 市町村、農業協同組合等関係機関・団体と協力した受入に関する意見
- (5) 地域農業の振興に向けた取組及び地域からの信頼に関する意見
- (6) 研修担当責任者及び指導体制に関する意見
- (7) 市町村の支援について
- (8) その他

※1, 2 新規就農者受入経営体の場合、下線部及び2意見は不要。
岩手県農業農村指導士の場合、下線部及び2意見の(1)～(6)は不要。

岩手県知事 様

○○農業改良普及センター所長

研修機関等認定申請書の進達について

○○年○○月○○日付けで○○○○から申請のあった研修機関等認定申請書について、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領第 3 の 3 に基づき、意見を添えて※1進達します。

記

1 申請機関等

(1) 住所

(2) 機関等の名称（個人の場合は氏名）

2 意見※2

(1) 技術力・経営力が優れることに関する意見

(2) 新規就農者の確保・育成に向けた教育的役割に関する意見

(3) 研修生等の健康管理、事故防止への配慮に関する意見

(4) 市町村、農業協同組合等関係機関と協力した受入に関する意見

(5) 地域農業の振興に向けた取組及び地域からの信頼に関する意見

(6) 研修担当責任者及び指導体制に関する意見

(7) 市町村等関係機関・団体の支援体制に関する意見

(8) その他

※1, 2 新規就農者受入経営体の場合、下線部及び2意見は不要。
岩手県農業農村指導士の場合、下線部及び2意見の(1)～(6)は不要。

様式第 5 号

農 普 第 号
年 月 日

〇〇〇〇 様

岩手県知事 〇〇 〇〇

研修機関等の認定※1について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった標記について、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の研修機関等として認定※2しましたので、通知します。

※1 下線部は、不認定の場合は「不認定」、更新の場合は「認定の更新」、取消の場合は「認定の取消」とする。

※2 下線部は、不認定の場合は「不認定と」、更新の場合は「の認定を更新」、取消の場合は「認定を取消」とする。

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
研修機関等名称
代表者 職氏名

研修機関等認定更新申請書

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の研修機関等の認定を更新したいので、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領第 4 の 2 に基づき、申請します。

記

1 現在の認定期間満了（予定）日
年 3 月 31 日まで

2 更新後の認定期間満了日
年 3 月 31 日まで

3 研修機関等概要の変更の有無※

あり（修正した様式 2 号及び変更事項に関連する資料を添付すること）

なし

※「あり」又は「なし」のいずれかを○で囲むこと。

様式第7号

○ 改 第 号
年 月 日

岩手県知事 様

○○農業改良普及センター所長

研修機関等認定更新申請書の進達について

○○年○○月○○日付けで○○○○から申請のあった研修機関等認定更新申請書について、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領第4の3に基づき、意見を添えて進達します。

記

1 研修機関等

(1) 住所

(2) 機関等の名称（個人の場合は氏名）

2 意見※

※ 認定時又は前回の更新時から要件等に変更がない場合はその旨を記載し、要件等に変更がある場合はその変更等に対する意見を記載する。

様式第 8 号

年 月 日

岩手県知事 様

住 所
研修機関等名称
代表者 職氏名

研修機関等認定辞退届

下記の理由により、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の研修機関等の認定を辞退したいので、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）における研修機関等認定要領第7の1に基づき、提出します。

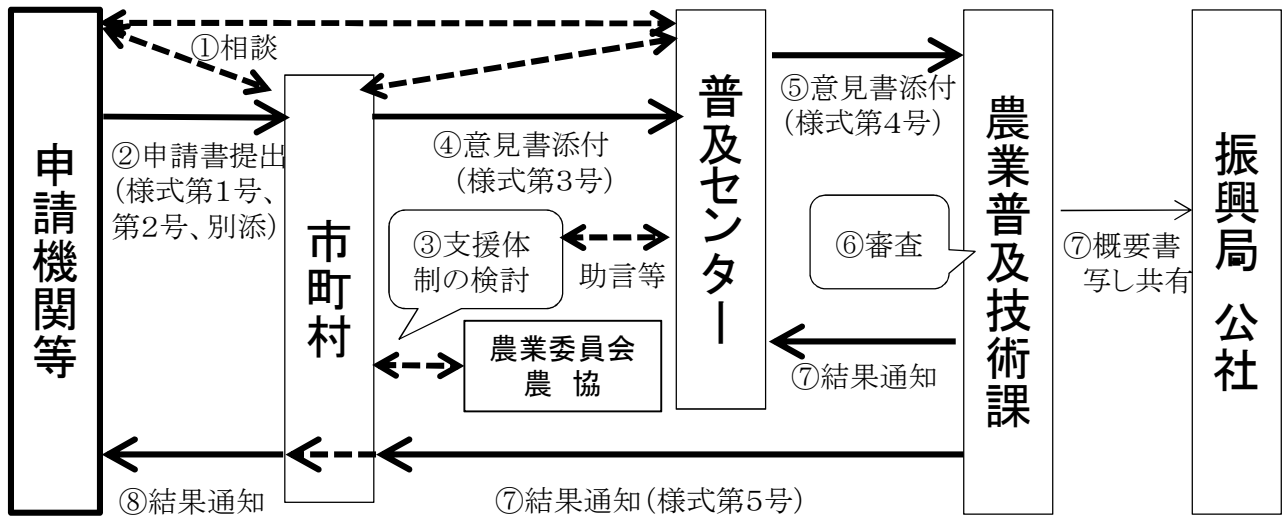
記

辞退理由

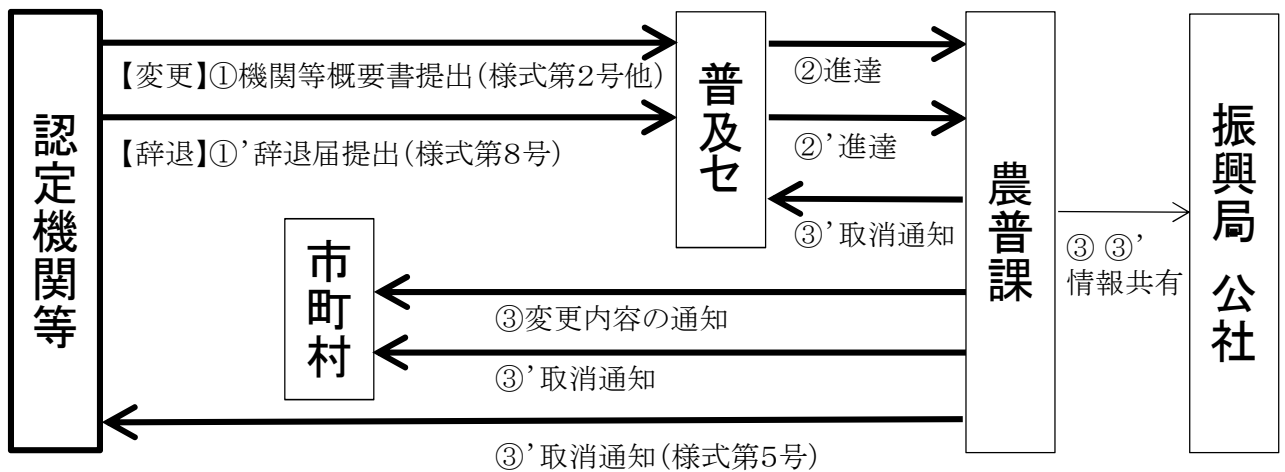
(参考資料)

就農準備資金研修機関等認定 事務フロー図

1 申請及び結果通知



2 認定事項の変更、辞退



3 認定の更新

